

(社)関西ヨットクラブ レース安全及び危機管理基準
(レース参加艇の乗員全員は以下の全項目を遵守すること)

- ①海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法など関連法規を遵守すること。
- ②法令に関わり無く航行中は他の船舶との衝突予防に努めること。
- ③有効なヨット保険等、損害賠償保険に加入していること。
- ④有効な小型船舶検査証を有し、法定備品を搭載していること(DRAGONを除く)。
- ⑤海上では常にライフジャケットを着用すること。(規則により変更されたものを除く。)
- ⑥JSAF及び所属する各クラス協会の定める事項を遵守すること。
 - ・安全備品等、必要な備品を搭載していること。
 - ・セールに番号を付けること。メインセールとヘッドセールの番号が異なる、又は番号を持たない艇は事前に申し出ること。
- ⑦ボートを安全な状態に保っていること
 - ・アンカーとアンカーラインが常時、使用可能な状態であること。
 - ・レース海面のどこからでも帰港可能な量以上の燃料を搭載していること。(DRAGONを除く)
 - ・安全備品等は常に使用可能な状態にしておき、使い方も把握しておくこと。
 - ・日頃からボート整備に努め、安全な航行が可能な状態しておくこと。
- ⑧海上では常時、緊急通信手段が通信可能な状態しておくこと。
 - * 艇長の携帯電話
 - * VHF 72ch
- ⑨艇長が危険と判断した場合速やかにレースをリタイアしレース本部に連絡すること。リタイア後は速やかに帰港すること。
 - ・風、波等の状況が悪くなりレース続行が危険だと判断した時。
 - ・ボートや艀装品等に不具合が生じレース続行が不可能と判断した時。
 - ・乗員が危険な状態に陥った時(怪我、病気、乗員の落水等状況により)
- ⑩海上で危険な状態に陥った時は速やかに対処し、レース本部と各方面(必要な場合)に連絡すること。
 - ・怪我や病気の対処(止血、心肺蘇生等)と救助要請。
 - ・乗員の落水時の対処(救出)と救助要請。
 - ・ボートが航行不能な状態になった時の対処と救助要請。
 - * 海上保安庁:118 番
 - * レース本部船:VHF72ch もしくは 070-8942-4702(事務局 伊藤)
 - * レース陸上本部:0798-26-0691(KYC 事務局)
 - * 参加各艇:VHF72ch
- ⑪乗員落水時、病人や怪我人が出た時、艇にダメージがあった時等の対処方法を把握しておくこと。
 - ・落水者救出方法。
 - ・止血や心肺蘇生法等。
 - ・応急ティラーやラダーの取り付け方法等。
 - * チーム内で話し合い、講習会の受講や練習を行っておくことを推奨する。
- ⑫全乗員の緊急連絡先を把握していること。
 - ・乗員の緊急時の連絡先(家族など)を日頃からチーム内でまとめておくこと。
- ⑬レース期間中いつでも主催者による安全立ち入り検査に異議の無いこと。
- ⑭ドローンでレースを撮影する場合は、事前にレース委員会に申告し、許可を得ること。
- ⑮当ヨットクラブが開催するヨットレース等の映像の管理権は当ヨットクラブの管理下にあるの、商業利用の場合 は当ヨットクラブの了解を得ること。

※各事項のルール、方法の詳細は専門書、専門マニュアルを参照して下さい。

(社)関西ヨットクラブ レース運営基準

(レース運営には以下の基準を用いる)

スタート前風速15m/s以上、又は強風波浪警報、津波注意報が発表された場合はレースを中止する。

(社)関西ヨットクラブ クラブハウス利用規定

KYC のトイレ、シャワー、1 階ウェットバーは KYC メンバー専用です。クルーの方は新西宮ヨットハーバーのトイレ、シャワーを使用して下さい。(全乗員に周知徹底すること。)